

芸術法制の理念と未成熟さ

志田陽子（武蔵野美術大学・憲法・芸術関連専攻）

はじめに——問題意識

「あいちトリエンナーレ 2019」終了後、「表現の不自由展・その後」については、「公的な芸術祭である企画は今後二度とできないだろう」という声も聞かれる。しかし、法の議論としては、今回の省察をもとに、あるべき理念、あるべきルールを抽出し、今後の「表現の不自由」打開に向けた議論を模索していく必要がある。「あいちトリエンナーレ」から後、今後の芸術祭を萎縮させないために、文化芸術政策・文化芸術法制に対して、どのような提言をしていったらいいのか。

1 憲法 21 条「表現の自由」と「文化芸術支援」

「あいトリ」問題は、初期消火ですめば「表現の自由」を持ち出す必要のない事例だったのでは。しかし類焼として生じた問題は、社会に広く《表現の自由》問題を引き起こした。

- (A) 憲法 21 条「表現の自由」は、通常、「国家からの自由」ないし「規制からの自由」。一般社会での表現に、《公権力の関与お断り》と言える権利。同条 2 項が禁止する「検閲」も、この局面での《公権力の関与禁止ルール》。
- (B) 「あいトリ」は、「国家による支援」の中で起きた出来事。「公」が支援という形で関与しつつ、なおかつ芸術の側に一定の自由が確保される。

2 憲法 21 条「表現の自由」における「芸術の自由」（A の場面）

- (A-1) 最広義：21 条「一切の表現の自由」の中に、芸術表現の自由も当然に含まれる。
- (A-2) 裁判理論として：規制を阻却するための法理。

(A-2) の局面で現れる「芸術の自由」は、表現規制に該当した作品について、その芸術性を尊重して法の適用を免れる、という場面。

- わいせつ表現** ・「悪徳の栄え」事件 最高裁 1969（昭和 44）年 10 月 15 日大法廷判決
 - ・「四畳半襖の下張り」事件 最高裁 1980（昭和 55）年 11 月 28 日第二小法廷判決
 - ・ろくでなし子事件 東京高裁 2017（平成 29）年 4 月 13 日判決
- 税関検査** ・ロバート・メイプルソープ写真集事件 2008（平成 20）年最高裁判決
- プライバシー侵害** ・「名もなき道を」事件 東京地裁 1995（平成 7）年 5 月 9 日判決（原告敗訴）、1999 年 3 月和解成立。
- 著作権侵害** についてこの論理（フェア・ユースの法理）を認めるかどうかは議論の対象に。

3 支援を受ける場面での「自由」と「中立」(Bの場面)

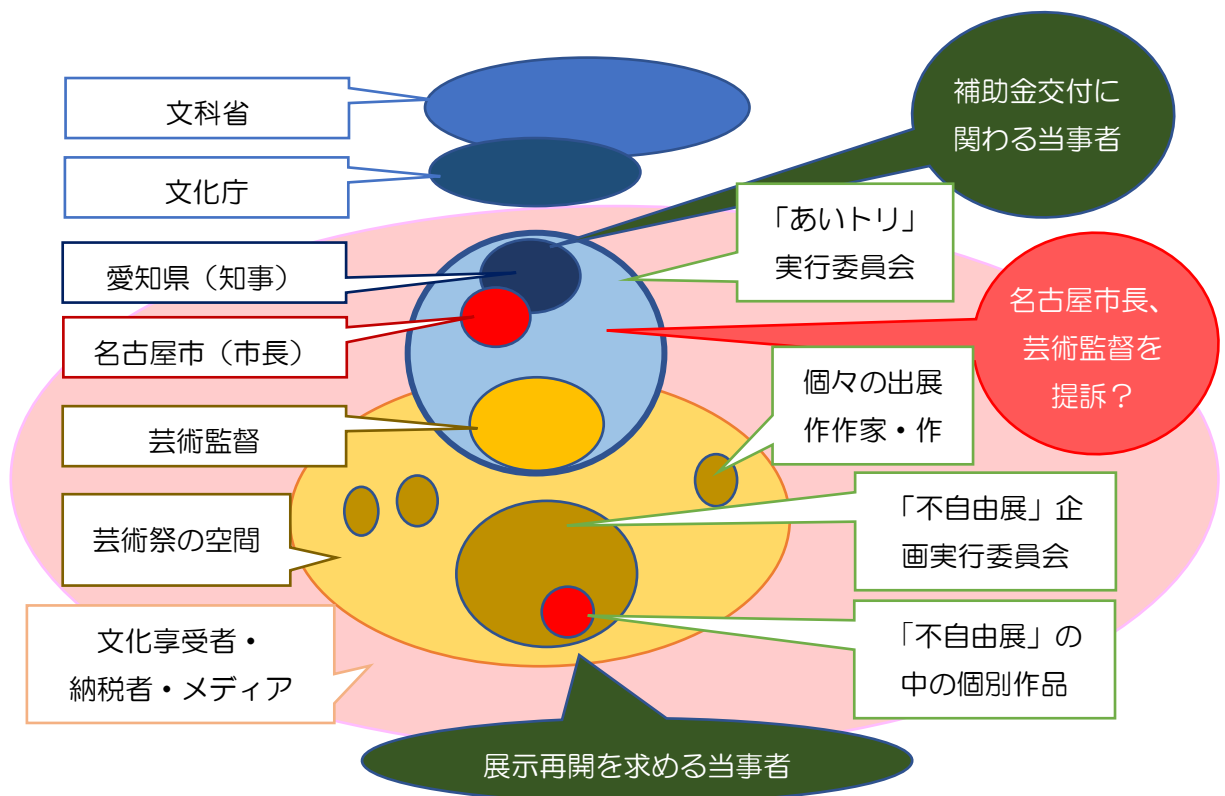
(1) 係わっている権利と、当事者と、参照すべき法律

作家の「表現の自由」、一般市民の「知る権利・文化享受の権利」、「公金を使った事業」というときの「納税者」、メディアの「取材の自由」、そして芸術専門家と作家の「芸術の自由」、すべてについて、当事者は誰か、を把握しておく必要が。

今回の中止問題については、

・「表現の自由」に反する介入があったとの主張 と、 公金によって行われている事業なので、公的助成になじまない展示は中止すべきとする主張 とがぶつかり合ったように見える。が、

・ 法制度へのもう一段の理解が必要 ⇒ **文化芸術基本法** (文化芸術助成事業の根拠法)。



(2) 公の「中立」

一般人の「表現の自由」に対して、行政は本来、それを支える立場(とくに公民館、図書館)

行政の「政治的中立」の意味:

- ・ 政策決定機関(議会)に対して、現行法の遵守・議決された施策の誠実な執行。
- ・ 一般市民に対して、自由な民意表明を一定の政治的見解や価値観へと囲い込まない(自制)。
- ・ 美術館・芸術祭の場合——審査・選別はある。この選別が、政治的中立性のもとに行われるために、政治・行政は距離を置き、専門家の判断を信頼するという実践ルール(アームズ・レングスの原則)

(3) 「芸術の中立」ではない

- ・「中立」の要請は、「行政の中立性」であって、「芸術の中立性」ではない。
- ・芸術に「中立性」を要求することは、事柄の本性上、できない。（自明性の壊乱、視点を変えて「見る」可能性、解釈の多様性、非決定性）。政治的体制を超えた、独立した価値を認めないと、古典芸術や文化財を擁護することは矛盾になる。
- ・行政側に求められる「中立」とは、決定された政策に沿うこと、そして採択された事業については、引き受けた業務を守ること。個々の作品ではなく《芸術の空間》を守ること。
（この意味での《芸術の自由》と《行政の中立》は表裏の関係）

4 公的助成における「芸術の自由」

(1) 文化芸術基本法を取り囲む理念と憲法原理

・「文化芸術基本法」で明言されている理念…（前文から抜粋、箇条書き）

- ・文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願い。
- ・文化芸術は、人々の**創造性**をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、**人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会**を形成するものであり、**世界の平和に寄与するもの**。
- ・文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中であって、**自己認識の基点**となり、**文化的な伝統を尊重する心**を育てるもの。
- ・このような文化芸術の役割が…、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続ける…
- ・文化芸術がその役割を果たすことができるような**基盤の整備及び環境の形成**（が必要）。
- ・文化芸術により生み出される様々な価値を生かして、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、**独創性のある新たな文化芸術の創造を促進すること**（が課題）。
- ・文化芸術の振興を図るためには、文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識し、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にしよう**包括的に施策を推進**。

・この法律を支える憲法上の骨組み

- ・文化享受の権利が13条「幸福追求権」に含まれること、21条「表現の自由」に芸術活動の自由が含まれることは異論がない。しかしこれは、国の援助とは関係なく行われる、一般社会の中での「自由」（経済的には自腹）。「公権力の関与をお断りする権利」がその内実。
- ・国や自治体が積極的に芸術を支援することについて、「憲法に反する公権力の関与だ」、とする議論は見当たらない（疑問や警告を呈する論説はある）。芸術支援を行っている国は多数。
- ・これについては、日本国憲法は、明文では何も言っていない→許容。

・上記の「文化享受の権利」や「表現の自由」に対して、抑圧的にではなく、下から支えるインフラ支援であれば、憲法の目指す方向に合致している。また、公金を支出することについても、25条「健康で文化的な…」という言葉から見て、支援には憲法上の根拠がある。26条「教育を受ける権利」から考えても、憲法が、国民の文化教養の充実をはかるための政策（社会教育や図書館・公民館の整備、そして芸術支援）を行うことは、望ましい方向。

・その理念は、「表現の自由」がなぜ重要か、というテーマの中で確認されてきた理念と基本的に同じ。これに加えて、「文化芸術基本法」で「文化芸術活動を行う者の自主性を尊重」と言っているのは、支援する「公」の側が持つべき姿勢を言っている。

・財政的にどこまでやれるか、国や自治体がこういったコンセプトを出すかは、国・自治体の政策に任せられる。

→芸術家やキュレーター、学芸員が、特定の企画を採択してもらう権利（請求権）を持っているわけではない。

→では、文化芸術基本法において、どのような権利が、表現活動者に保障されるのか。

(2) 「文化芸術基本法」上の「表現の自由」ルール、試論

「文化芸術基本法」（前文）

「文化芸術活動を行う者の自主性を尊重」、「文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識」。この「表現の自由」という文言は、2017年の法改正のときに付加された文言。

⇒理念法というだけでなく、支援する「公」に対して自制を求めるルールと読むべき。

・通常の「表現の自由」＝国家以前に存在する自由権。

・これに対し、文化芸術基本法上の権利は、政策上の権利。美術館や芸術祭は、国家や自治体の文化支援によって作り出された人工的空間。一度企画が採択され、その企画の中で出展が決まったならば、そこに生成した人工的な空間の中に「表現の自由」の法原則が妥当する。

より具体的に見ると、

芸術への支援には予算や場所などの条件による限界がある ⇒選別がある ⇒さまざまな段階で芸術家と行政が協議を行う。（この協議を「検閲」と呼んで排除することはできない）。

ここではその内容を、

(a) 運営上の外的条件と、(b) 芸術的内容 に分けて考える。

会場の安全確保の問題は (a)。作品の具体的な審査・選定などは、(b)。

・(b)については、芸術の専門家に任せて、公権力は距離をとる（アームズ・レングスの原則）。

⇒このとき、芸術家側の判断を尊重するルールが、最狭義・固有の《芸術の自由》。

・ここでいう芸術専門家には、どういった人が含まれるか、審査員や芸術監督以外に、新しい職種を創設するのがいいのか…。そうした制度設計は、これからの課題。

⇒あいつり閉会時に提案された「あいち宣言」(あいちプロトコル)案が参考になる。

ここでいう「自由」「自主性」には、以下の3つの層がある。

(b-1) 個々の表現活動者——個々の参加者、企画者、芸術監督

「公」は、表現活動者の自発性を損なう表現の強制・表現の遮断を行ってはならない。

(b-2) 芸術系専門家——芸術監督や審査員など。

芸術的内容に関する審査や展示方法の選択については、公権力担当者ではなく、芸術系専門家が関与する。この《自律》を信頼・尊重することが「アームズ・レングスの原則」と重なる《芸術の自由》。「公」は、上記の信頼関係を破る内容介入をしてはならない。

(b-3) 「公」はそこに成立した《芸術の空間》を全体として守る(個々の作品、ではなく)。

(b-2) (b-3) が公務担当者と文化享受者に正しく理解されれば、「自治体ないし国がその作品を推奨するメッセージを発信したことになる」という「公益上」の心配は、不要となる。

(4) いったん採択された文化事業や芸術祭が、中止・取り消しとなる場合は…

→採択が決まり、議会でも議決された後は、文化芸術基本法によって、各活動主体には補助金の支出を信頼して表現活動を行う自由があることになり、活動の足場を奪うような補助金取り消しなどの処分は、やむをえない理由がないかぎり、行うべきではない。

ここでの「表現の自由」は、支援をうけつつ、内容において自由であってよいという「自由」。

(5) 「文化芸術基本法」上の「検閲」「萎縮効果」

「表現の不自由展・その後」は、すでに採択された事業の中で、採択された企画。「公金を使う企画にふさわしいか」の議論段階を通過した企画。このことを前提に…

【検閲】 最高裁の定義からすると、今回の展示中止は「検閲」には当たらない。

今回起きたことを、抜き身の憲法21条2項の「検閲」と見て「検閲は許さない」と抗議することは、「公の関与をお断りする」という意味になる。これに対して、「では文化芸術支援そのものをやめる、助成は行わない」との結果になったとき、この議論は、それを是とすることになる。

その前に、文化芸術支援の法制度を生かす理論構成を…

現在、言えること——いったん採択された事業は、「文化芸術基本法」によって保護される。ここでは「表現の自由」の保障が求められている⇒「検閲の禁止」の趣旨も生かすべき。

【萎縮】 予算執行の権限を持つ者が、芸術的価値判断に踏み込む発言をすることは、プラス方向(政治利用)にもマイナス方向(萎縮)にも、社会的影響を発揮してしまう。この社会的権力性を視野に入れた法制度設計や法理論構成が求められる。少なくとも、マイナス方向の影響について、具体的な

「萎縮」が生じたことが確認できる場合、法的意味で、公権力が自制すべき「萎縮」の議論をするべき。

（萎縮させる発言をしないこと、その発言を受けて萎縮（忖度）しないこと）

（４） 補助金による表現操作を禁止するルールが必要

・あいつりに対する、文化庁の補助金不交付決定。理由は、補助金申請者である愛知県が、会場の安全を脅かす重大な事実を認識していながら、文化庁に申告しなかったため。

・補助金適正化法6条に依拠した説明。しかし、根拠法として重要なのは文化芸術基本法。

・補助金は、表現活動の成否を決定的に左右する。作品の内容に問題ありとして支援をしないことが、かつての《検閲と統制》と類似する効果を持つてくる。

（５） 助成と広報——発言者は誰か

・7月、「日本芸術文化振興会」が映画『宮本から君へ』について、交付内定を取り消した。出演俳優の一人が麻薬取締法違反で有罪判決を受けたため、「国が薬物使用を容認するようなメッセージを発信することになりかねず、公益性の観点から交付内定を不相当と判断した」。

この決定から3カ月後の9月27日には、助成金の交付要綱が改正され、「公益性の観点」から助成金の交付内定を取り消すことができることとなった。

・10月、兵庫県相生市の美術展に作品を提供した書家が、展示開始後に、主催者である市の教育委員会から作品の差し替えを要請された（展示は作者が撤去要請に応じず、行われた）。

・これらのケースでは、関係者が助成と広報を混同し、「公」の発言責任に関して誤解していた可能性がある。⇒文化事業関係者が、この二つを弁別する必要がある。

5 芸術支援における公共性、公益性

芸術への公的支援に関する「公共性」ないし「公益性」の基本——《芸術の私物化》を防ぐ。そのために、芸術専門家に任せるルール（前述）が多くの国で確立してきている。

「公共の福祉」や「公益」における「公」は、特定人や特権階級ではない一般市民を意味する。王侯貴族の「お抱え」であった芸術家や芸術作品を、市民みんなが美術館で鑑賞できるようになったことが、芸術における「公共」の原点。

現実には、判断者は誰か、という問題を考えると、いったん内定した補助金を「公益性」を理由として取り消せるようになると、恣意的な運用が可能になる。ここにはもう一段の、具体的な、「やむを得ない事由」が必要。

《支援と自由のアンビバレントな関係》 文化芸術支援は、一方では、表現者と文化享受者の双方に福利をもたらす善性の高い政策である。一方で、表現者・文化享受者が支援との引き換えで国家の選別（格付け）を受け入れる結果、社会過程に価値観の誘導や結論の誘導が起きやすくなる。（公共空間に期待される自発的過程に対する歪曲）

歪曲を防ぎながら、文化享受者への福利を提供する支援となるよう、「芸術の自由」の社会的・公共的意義について確認する必要性が生じている。

具体的には、事業の決定権——とりわけ財政に関する権限——をもつ公人が芸術的価値にかかわる決定権を持たないこと（前述）。しかし、企画全体を統括する実行委員会の長に就かない、とするルールは現実的ではない。それよりも、前述の、「外的条件にかかわる事項」「芸術の内容にかかわる事項」を区別して、「公」が責任を持つ事項と距離を置く事項を明確化する必要がある。

6 中止問題から社会的萎縮にいたる背景——政治化する芸術支援

（1）シンボルをめぐる政治と政治的劇場

出来事の背景にある文脈

「平和の少女像」、「遠近を抱えて」シリーズのどちらも、過度の文脈化、政治化を被っている。その背後には、日本の学術発表や芸術表現への重石となってきた流れがある。

「表現の不自由展・その後」は、これらの特殊な言論状況を可視化させる企画。

（2）「文化戦争」

アメリカでは、「全米芸術基金」NEAが「文化戦争」の影響で縮小していった経緯。

「公金を使った美術展として不適切」との議論。

「文化戦争」＝ライフスタイルや教育内容など、文化的価値観にかかわる事柄が極端に政治争点化する状態。「ピス・クライスト」「ロバート・メイプルソープ パーフェクト・モーメント」展をめぐる騒動など。アメリカの芸術基金がこうした世論や議員の煽りに左右された。

日本で今回起きた政治家発言や抗議の状況と似ている。（実際はもっと以前から起きてきたこと）

こうした価値観の衝突に対する判断は難しく、時間を必要とする。だからこそ「疑わしきは排除せず」という姿勢で、芸術専門家の判断を信頼することが求められる。

（3）日本で起きてきた「表現の不自由」問題の蓄積

・公人の発言が（作品展示や映画上映への）尋常でない抗議をエスカレートさせる…（繰り返されてきた）。1986年、「遠近を抱えて」の展示、映画「靖国」など…

文化芸術支援にたずさわる公人は、知る責任が。

これらの文脈を知っておくことは有益。しかし、法の議論としては、

いったん決定が行われ開催が始まったとなれば、その決定に参加した「公」は、作品を政治的文脈

から解放して、鑑賞者の鑑賞眼や社会問題意識に委ねるべき。それが《芸術の空間》に託された役割であり、それを守ることが採択された芸術祭を実施する「公」の「政治的中立性」。

おわりに 起きた類焼の修復を視野に入れた、法制度論、法理論の構築が必要

萎縮を引き起こす政治的発言の連鎖を止め、現実社会に波及しつつある萎縮方向での影響を収束させ、正常な言論の自由を回復する必要がある。

芸術祭における助成という、法的に見れば特殊な人工的空間の一角の問題であるはずのものが、「表現の自由」一般に萎縮方向での波及効果を及ぼしつつある。結果的に、市民文化や学問芸術そのものが深刻な岐路にあることが見えてきた。「あいちトリエンナーレ 2019」が閉会した後も、各地の芸術祭や映画祭、公民館での映画上映、地方自治体の美術展で、萎縮のドミノというべき状況が起きている。公権力を預かる者がこの傾向を追認してしまえば、「表現の自由」のみならず、「学問の自由」「芸術の自由」の保障が崩れていく。ここには、日本が、自己の歴史の暗部を見ることのできない社会、省察による前進のできない社会になりつつあるという問題がかかっている。

こうした視野をもって、「文化芸術支援は何のためにあるのか」を引き続き考えていく必要がある。

参考文献

志田「『芸術の自由』の諸相と憲法」論究ジュリスト 19号（有斐閣、2016年11月発行）

志田「《芸術の空間》と共存社会」雑誌『世界』 2019年9月号

志田「文化芸術支援の自由と中立——公は《芸術の空間》を守るのが仕事」雑誌『ジャーナリズム』 2019年10月号

志田「文化芸術における自由と公共性——芸術の萎縮と私物化に「NO」というために」雑誌『ジャーナリズム』 2019年11月号

その他の参考文献の詳細は、上記の論説の中にあります。